

第2回日野市子ども・子育て支援会議

議事録

出席委員 19人中16人出席

欠席委員 古賀 委員

原口 委員

小山 委員

日 時 平成26年1月30日(木) 15:00～17:00

場 所 市役所6階 全員協議会室

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 前回いただいたご意見について

4 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画(仮称新ひのっ子すくすくプラン)の策定に向けた体制とスケジュールについて

(2) 専門部会の設置について

(3) ニーズ調査の結果(単純集計)について

(4) その他

5 閉会

[配布資料]

資料1 前回いただいたご意見について

※参考資料 ①地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型と利用者支援事業の整理について

②地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と委員からのご意見への対応方針について

③子ども・子育て支援の充実のための約0.7兆円の内訳

④幼児教育無償化について

⑤平成26年度関連予算(案)の概要

⑥平成26年度予算編成における子育て支援関連予算の取扱いについて

資料2 子ども・子育て支援事業計画（仮称新ひのっ子すくすくプラン）の策定に向けた体制とスケジュールについて

資料3 専門部会の設置について

資料3-1 専門部会委員名簿（案）

資料4 日野市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査について

※参考資料 ⑦日野市放課後児童クラブの状況

⑧日野市保育サービス等の状況

⑨人口の状況

事務局 それでは定刻の少し前なのですが、皆さんおそろいですので、ただ今より「第2回日野市子ども子育て支援会議」を開催させていただきたいと思います。委員の皆様方には本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。昨年11月に開催をしました第1回会議から年をまたぎまして、本日第2回目の会議ということになります。本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに本日の会議でございますが、19名中16人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例第7条第2項に基づきまして、成立要件を満たしていますことを御報告させていただきます。なお原口委員、古賀委員、小山委員におかれましては、事前に御欠席の旨、御連絡を頂戴しておりますので、御報告をさせていただきます。また本会議につきましては第1回同様、議事録作成のために録音をさせていただきますことを、あらかじめ御了承をいただきたくお願いを申し上げます。

続きまして、本日配布の資料の確認をさせていただきたいと思います。まず初めに次第でございます。次に資料1としまして「前回いただいた御意見について」。資料2「子ども子育て支援事業計画（仮称新ひのっ子すくすくプラン）の策定に向けた体制とスケジュールについて」。資料3「専門部会の設置について」。資料3-1「専門部会委員名簿（案）」、資料4「日野市子ども子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査について」。それで資料1に関連する参考資料といたしまして、①～⑥まででございます。参考資料①「地域子育て支援拠点事業の地域支援機能強化型と利用者支援事業の整理について」。参考資料②「地域子ども子育て支援事業の主な検討課題と委員からの御意見への対応方針

について」というものです。③「子ども子育て支援の充実のための約 0.7 兆円の内訳」。④「幼児教育無償化について」。⑤「平成 26 年度関連予算案の概要」。⑥「平成 26 年度予算編成における子育て支援関連予算の取り扱いについて」。そして資料 4 に関連する参考資料でございます。⑦「日野市放課後児童クラブの状況」。⑧「日野市保育サービス等の状況」。最後に⑨としましては「人口の状況」。それで別冊ニーズ調査の単純集計表の速報値をまとめたものを回答させていただいております。以上でございますが、資料に欠落等がございましたら、事務局までお申しつけをいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは初めに乙訓会長から御挨拶を頂戴したいと思います。乙訓会長よろしくお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。早いものでして前回 11 月の 28 日でしたでしょうか、第 1 回。それから暮れが来て、正月が来て、もう 1 月も終わりと、こういふことで、あつという感じがしますが、きょうは 2 回目ということで、これから本格的な形で対応していくということになるかと思ひます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。もう挨拶は苦手でございます、簡単にさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。事務局のほうからもちよつとお話があつたのですが、半澤委員さんはどちらに。ちよつと自己紹介を願ひたい。この間皆さんやつたのですけども、ひとつお願ひします。

委員 すみません。皆さん、前回まづは出席をできなかったことをおわび申し上げます。連合南多摩地区協より参りました半澤と申します。ふだんは連合の活動ももちろんなのですが、主には企業の労働組合の、私は魚力労働組合と申しまして、御存じの方もおられるかもしれないのですけども、魚の販売もしくは卸を専門に扱っております企業の、労働組合の委員長をやっております。今こういう会議ということで、いろんな女性に特化したもの、それから子ども・子育てに関するものにつきましては連合を通しまして、上部団体なのですけども、そういったところを通して、いろんな会議に参加させていただいております。どこまでできるかわかりませんが、精いっぱいやらさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。前回もちよつと確認したんでございますが、この会議は行政が子育て支援の体制をつくっていくいろいろな、これは国策でもあるわけですが、自治体として同じような形でやってきていると。そこで我々委員が各専門領域なり各方面からの代表として、住民の意見なり、私たちも含めて意見を述べさせていただくと。それから行政のほうでいろいろ策定されることについて、意見を言わせていただくと、こういう

ことで、ここで決定してどうこうという側面は非常に希薄でございますので、御了解いただきたいと思います。それから、この会はホームページでも公表されるようでございますが、我々の発言を含めて。ちょっときょうは傍聴のほうはどういうことに。

事務局 あります。

会長 あります、ですか。そういたしましたら、ちょっと委員の皆さん、こういう会議でございますので傍聴を許可するということを、よろしゅうございましょうか。特別問題ないと思いますけれどね。傍聴があつて我々の意見が変わるとか何とかってということじゃございませんのでね。それじゃ、傍聴をひとつお願いいたします。

事務局 乙訓会長、ありがとうございました。それでは、続きまして議事に入ります前に、前回第1回会議でいただきました御意見等がございました。3点ございましたけれども、事務局から説明をさせていただければと思います。1点目は、新制度で地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました13事業のうちの、新規3事業についての詳細ということでございます。2点目が、新制度の財源となります0.7兆円の詳細についてと。3点目が、幼児教育の無償化についてということでいただきましたので、順に説明をさせていただきます。まず初めに地域子ども子育て支援事業、新規3事業の詳細につきまして、資料の1をごらんください。子ども家庭センター稲田より説明させていただきます。

事務局 では、新規の3事業の詳細について、御説明をさせていただきます。この3事業につきましては、どれも国の会議においても、まだ具体的なものはそれほど見えてきておりませんが、国の会議で協議された資料等から、現在わかる範囲で情報提供をさせていただきます。会長のほうには、それぞれの国の会議で話された内容かというところが書いてありますので、ごらんをいただければと思います。

まず、利用者支援事業について御説明いたします。参考資料の①というものを、お出しいただけますでしょうか。真ん中あたりに挟まっていると思います。よろしいでしょうか。図の左側、これが平成25年度の地域子育て支援拠点事業となっています。黒い点線で囲まれた地域子育て支援拠点事業とは、保育所・児童館等の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供する事業で、東京都では子育て広場事業と言っています。地域子育て支援拠点事業は、東京都の規定によってA型、B型、C型、D型と、機能別に現在4種類に分けられております。日野市内では23カ所で実施しています。このうちC型は、子ども子育て支援新制度の円滑な施行への準備と、地域の子育て力の低下に対応するための、地域の子育て・親育ての支援を充実させた型で、

地域機能強化型と呼んでいます。この地域機能強化型とくくられたところは、保育等の利用についての情報提供、相談、利用調整をする利用者支援機能と、親子の育ちを支援する世代間交流や、ボランティア等と協力しての、支援の地域支援機能を強化したものです。日野市では地域子ども家庭支援センター万願寺と多摩平のほか3カ所、計5カ所が地域機能強化型になっています。

次に、図の右側「平成26年度(案)」をごらんください。子ども・子育て支援制度では、利用者支援機能をさらに強化するため、利用者支援事業として独立させています。具体的な事業内容としては資料1のほうに記載しておりますが、先進事例として、松戸市の子育てコーディネーターや、横浜市の保育コンシェルジュなどが示されています。現在、国の会議では利用者支援事業実施要綱案を策定中です。案の内容につきましては資料1に載せてありますので、ご覧いただければと思います。

次に、実費徴収にかかる補足給付を行う事業についてお話しいたします。資料1の裏面をごらんください。実費徴収というのは、幼稚園や保育園でかかる保育料とは別の制服代や、行事にかかるバス代や施設整備のための費用のことを指し、その徴収金について負担軽減を行う事業です。現段階では具体的なことは何も示されておられません。実費徴収の現状と補足給付の検討の視点については、資料1に載せたとおりです。

次に、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてです。検討の趣旨は資料1にありますとおり、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保や、新制度において、住民ニーズに沿った多様なサービスレートを進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から、効果が高いと考えられる事業について検討するとなっています。また、資料にありますとおり、現在、国の会議において対応方針案を作成中です。以上です。

会長 私のほうで進行といいたいでしょうか、司会というか、よろしゅうございますか。

事務局 はい。

会長 前回の会議で委員の方から、御意見なり御質問をいただいたことについて、まとめて3点を挙げられて、今、第1点につきましてお話しいただいたわけですが、順次扱っていきたいと思います。ただ今の御説明等でお伺いしたいとか、質問がありますれば、是非ここでいただきたいと思います。なかなか新規事業等、私たちが読んでみてもなかなかわからんことで、御説明いただいたわけですが、遠慮なくどうぞ。御質問いただきながらまた御意見をいただくと、こういうことでお願いしたいと思います。

副会長 副会長で発言しちゃいけないのかもしれませんが、保育園の実費徴収は基本的にはないです。生活保護費を基準に計算しているから、基本的には保育料の中で全て済まされているはずです。それ以外のものについては、保護者と園との相互の相談のもと、やっていると思います。基本的に一方的な徴収は一切ありません。教材費もなければ、入園料もなければ、遠足代もなければ、何にもありません。園服も取っていませんし、唯一取っているのは、子どものシーツ代ぐらいですね。それも自分で縫ってきてということで、実費徴収は、延長保育以外はありません。これは訂正を願いたいと思います。あとは各園の独自の事情はありますが、全体的には実費徴収はゼロということで御記入を願います。以上です。

会長 ただ今御意見をいただいたのですが、これは日野市のケースということではなくて、いわゆる国の方針の中でこういうのができていて、こういうことだと。地方自治体によって徴収しているところもあると。そのように私は今思ったのですけどね。そういうことでしょうか。

事務局 はい、そうです、そういうことです。

会長 日野市の場合の中で、園によってそういうことがあるのかどうか。また、これは実情をアンケート等々で必要な時期があるのかもしれませんが、いろいろな園があるということだろうと思いますけれどもね。基本的には、保育の方面ではそういう手厚く、いろいろそういうところで処理もできているみたいなようですが、幼稚園になるとちょっと事情が違ってくるのかもしれませんが、その辺でほかの領域で御存じのことがあれば、お話しいただければと思うのですけどね。そういうことでよろしゅうございますね。

委員 ほとんどの幼稚園は皆制服があり、制服を含めバス代・入園料等実費徴収しないと運営出来ませんので徴収しています。

会長 保育園と比べると、迎えに来たり送るのにバスを使ったりとかいろいろ、ちょっと状況が違いますよね。だから先ほど、いろいろな自治体によって、それから公立・私立によったり、保育園とか幼稚園によったり違いがあるのだろうと思います。ただ、幼稚園はそういうところにかかる費用については、これはできるだけ何か処置をしたいというようなところを意図して、僕は受けとめたのですがね。まだはっきりしていないという側面でしょう。ぜひ、そうあってほしいなということだろうと思いますね。内々でやれるところとやれないところもあるわけでしょうからね。ということで、この問題についてはよろしゅうございますか。それでは、引き続き2番目の、御意見なり御質問についてご説明をお

願います。

事務局 保育課から御説明いたします。では参考資料の③「子ども・子育て支援の充実のための約 0.7 兆円の内訳」という書類をごらんいただきたいと思います。0.7 兆円という数字が出ているのですが、まず最初にその 0.7 兆円の枠の中に、一番上のところに※印でちょっと書いてあるのですが、子ども・子育て関連 3 法に基づく仕組みは、消費税 8 % 段階施行時に先行実施、消費税 10 % 段階施行時に本格実施ということで、現在 8 % への引き上げというのは決まっているのですが、10 % についてはまだ先の時点で決めるということです。一応その 10 % が施行された場合に、この 0.7 兆円が入るということになっていることを、最初に申し上げておきます。

この 0.7 兆円が、どのような形で使われるかということなのですが、左側に書いてあります 0.4 兆円、これについては保育の量の拡大、右側の 0.3 兆円については保育の質の改善策ということで、大きく分けられています。まず、左側の保育の量の拡大ということなのですが、簡単に言いますと、保育園や認定子ども園等をどんどんつくっていくと。そのための費用として最初に 0.3 兆円がかかるだろうと。これは施設をつくるという部分もありますし、新しく保育園をつくりますと、毎年の運営費ということでかかりますので、そのために約 0.3 兆円のお金が必要だと。それ以外に、下のほうにその他ということで、0.1 兆円ということで書いてあるのですが、病児・病後児保育とか、延長保育とか、あるいは一時保育と、そういったものを拡大していくために使いますよということになっております。ただ、これは国のほうの予算で 0.4 兆円ということで、保育園をつくるときには、国や、東京都や、日野市が、どれだけ負担するかというのが決まっている部分があります。あと、決まっていない部分でも、東京都や日野市のほうでもっと必要だということで、独自にお金をかけている部分がありますので、この 0.4 兆円だけでは保育の枠の拡大ということはややできない。

日野市の場合、普通に保育園 1 園をやっていきますと、よく半額については国からの補助があります。民間保育園の場合ですが、残りの半額については市のほうで負担をしているという部分もありますので、そちらのほうの費用が、日野市のほうにかかってきてしまうということになります。今、日野市の全体の予算が 500 億円少々ですが、保育園の費用だけで日野市で今 50 億かかっています。そのうちの 20 億ぐらいは公立で、30 億ぐらいは民間の保育園ということです。民間の分については半分程度の国や都からの補助、あるいは保育料という形で入ってはきていますが、残りの半分について日野市で負担

をしていくということになります。ですから、新しく保育園をつくって、この 0.4 兆円が日野市に、その一部がやってくるわけですが、日野市としても別に費用を払う必要があるという枠組みになっています。

それから右側の 0.3 兆円、保育の質の改善ということになっております。量的拡大だけではなくて、質の向上というのも大きな課題となっています。保育の質の向上ということになりますと、施設的な面も一部はあるのですが、やはり人にかかわっている部分、保育士の質の向上ということが非常に大きな課題になります。今、保育士さんの待遇、処遇ということなのですが、やはり介護職等々と並んで、やはりかなり全体の産業の中では低いものがあるということで、職員の待遇の改善等に使うということを考えております。25 年度についても、そのための費用の支出ということで、国のほうから 1 人当たり 1 カ月 1 万円程度の補助ということで、現在きております。そういった形で、保育士の待遇の改善ということ、考えていくということになると思います。

それと、あと真ん中に幾つかあるのですが、その②のところでは幼児教育・保育の総合的な提供に向けた質の改善ということで、3 歳児を中心とした配置基準の改善という文言が出ております。現在、3 歳児は保育園においては、子ども 20 人に対して保育士 1 人という配置になっております。2 歳児が、子ども 6 人に対して保育士 1 人。それが 3 歳に上がると急に 20 対 1 ということで、現場ではちょっとそこを何とかしてもらいたいというような声も上がっていて、今、国のほうの検討案では、15 対 1 というようなことも出ております。そういったことによって保育士が必要になるということで、そのための費用ということになっております。以上が、0.7 兆円の内訳ということになります。

会長 ありがとうございます。かなり私の知らない、その職にあられる方はおわかりになるのだろと思いますが、なかなか一般の市民ではわからないようなこともあるらしいですが。ありがとうございます。ただ今、御説明いただいたのですが、こんなことがわからないとか、あるいはこういうことはどうなっているのかというような御意見があれば、御質問があれば、どうぞお願いしたいと思います。御遠慮なく、できるだけ多くの方の御意見をいただきたいと思いますので。はい、どうぞ。

委員 この質問をしましたのでまずは御回答ありがとうございます。そこで 2 つあるのですが、今の御発言の中でも、国のほうでは 4 対 3 みたいな、要は書き方がこの場ではされているというふうにも見えますが、それはあくまで国の指針であって、自治体によってその比率というのはフレキシブルにこの会議体でも考えていくというふうになるのか、

この4対3というのが国からの基準で、この0.4兆と0.3兆ですね、そこでこの比率はかなり守られる中で実施していくと。この金額、おりてきた予算はそういうふうにやっていくというふうになるのかというのが1点と、この0.7兆円で、結局ざっくりでも、日野市には、そのうちのいくらぐらいが予算としてやってくるのかというところが、2点質問なのですけど。

会長 御回答できる範囲で、お金の問題なのですが、大体、どんなふうと考えられるか、今までの御経験の中で想定できる範囲で結構でございます。

事務局 4対3という比率については、国の補助金という形でおりにくる部分ですので、なかなか市のほうで、勝手に割合を変えていくということは難しいと思います。保育園の量をふやすためにこれだけ使ってください、あるいは、保育士等の質の向上のためにこれだけ使ってくださいということがありますと、我々は、ある程度それに従わざるを得ないということになると思います。それから先ほど、じゃあ、その0.7兆円のうち、日野市に幾ら来るかということなのですけど、いろんな推測が行われているのですが、はっきり国のほうから出ているわけではありません。単純に人口比、国が1億2,000万いて、日野市が18万人いれば、幾ら来るのかなというような皮算用は、少しはしているのですけど、それに基づいてということではなくて、例えば、日野市が保育園を3つ作ったとします。そこに対して3億必要だったということであれば、それに対して幾ら補助をしていくというような形になると思いますので、これはこれからこちらで、この会議で審議をしていただく計画に基づいて、どれだけ保育を量的拡大をするかということによって、金額というのは変わってくると思われれます。以上です。

会長 よろしいですか。

委員 ありがとうございます。

会長 会長として言うのはどうかと思いますが、大体、補助金というのはもう本当に決まってしまうみたいなもので、必ずこっち側はこれだけ出すからこっちはこれだけ、こっちが出したらこれだけ出さなきゃいけないみたいな、そういう側面が大学の行政なんかでもあって、それに類するものだろうと、僕も思ったのですが。だから簡単に変えられない、つくった中で補助が来るという。どれだけ作るか。保育を必要とする子ども1人に幾らってというような形で決まれば、計算しやすいのですけどね。人口比で見なきゃいけないみたいなようなことを言われて、そういう難しさがあるのだろうと思いますよね。私が存じているのはそのぐらいなのですけども。かなりわかることがあるかと思いますけども。

委員 今、初めていろいろな保育園の補助金事情が、わかりました。幼稚園は作るときも、全て園の資金でつくらないといけないもので、運営費も含めこれだけたくさんの補助が出ているということは、あまり知りませんでした。新制度になった場合には、全ての子どもに公平な仕組みということになるので、少しその辺が変わってくるのでしょうか、幼稚園側のほうとしては、かなり違うのでびっくりしたのですが。

会長 保育園というと文部科学省との関係で、今、これはどうなってくるのかね、認定子ども園だとどうなるのかということが、また問題で出てくるし。ちょっと私はそんなことしかわからないので、ちょっと御専門の方どんなふうに推測できます？考えられます？あまり推測とか書かれちゃああれなのでけど。

委員 かなり違うのでびっくりしました。

事務局 今、委員がおっしゃったとおり、全ての子どもにというのが今回のお話の大もとではあります。

委員 公平な仕組みですよ。

事務局 ただ、今まで保育園ができてきた歴史、幼稚園ができてきた歴史というものがあまして、保育園については結構そういうところがしっかりしているのですけれど。なおかつ、今回の話は多分2号認定とか3号認定と、保育の必要があるという方に対するものということが中心になっていますので、これは推測ではありますけれど、じゃあ、その保育園のシステムがすぐ幼稚園のほうに適用されるというのは、難しいかなというふうに思っております。

委員 そうですか。でも、1号認定の子どもに対してもやはり同じ子どもだと、日野市の子どもだというふうに解釈していただけたらうれしいです。

事務局 それはこの後話します。幼児教育の無償化の点についても、ちょっとかかわってくる質問があるかと思います。

委員 そうですね。

会長 まだいろいろあるかと思います。ぜひという方がおられればあれですけども、今の関連の中で。よろしゅうございますか。それでは引き続き3番目の、御意見なり御質問についてご説明をお願いします。

事務局 では幼児教育の無償化についての御説明です。参考資料の④をごらんください。こちらが今国のほうから正式に出ている、幼児教育の無償化についての基本的な考え方になります。全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するために、幼児教育の無償化を行う

ということなのですけれど。3歳以上の全ての幼児教育を無償にしますと、試算では約7,900億円のお金がかかるということになっております。先ほど見ました子ども・子育てへの支援の充実が約7,000億円ですので、それを上回るお金がかかるということになります。今の国の財政状況の中で、それを一挙に実現するというのは、非常に難しい状況になっております。そのため基本的な考え方を踏まえつつ、まずは、5歳児を対象として無償化を実現することを視野に置いて、26年度から段階的に取り組むということになっております。実際に行われるのは、今、現在予算がついておりますのは、26年度に5歳児の第2子については半額、第3子については全額所得制限なしで無償にするというところまでできたのが、ようやくたどり着いたところです。ということで、第1子については、特にできるといような形になっておりません。

これだけやっただけでも数百億のお金がかかるということで、この先、第1子まで拡大されるのか、あるいは4歳、3歳まで拡大されるのかということについては、ちょっと見通しが立っておりませんが、先ほど言った全部で7,900億円かかるということからして、すぐにそれを実施するというのは、非常に難しいのかというふうに思っております。文科省のほうで、以前小学校・中学校のクラスの定員を40人から35人、あるいは30人にするというような形で一度答申が出ました。これについても、年度の計画で何年までにやるということでしたのですが、最終的にはやはりお金が足りないということで、小学校1年生と2年生のみの実施、あるいはある程度弾力的に運用できるというような形になってしまいました。幼児教育についてもスタートが3歳、第3子と第2子ということで限られてしまったので、ちょっと、実際には難しいのではないかとこのように思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。頭が重たいですけれども。そんなような状況のようですが、なかなかここでどうこうっていう、どうにもならんみたいな側面があるという側面はありますわね。何しろ国家予算ということでありますし。それとの関連で日野市はどうするかと。日野市の予算においても、もう10分の1という形になっているようでしたけど、保育のほうでは。これから、税収との問題とかいろいろな面が絡んでくるので、大変難しいだろうと思うのですけれども、とにかく国のほうではこういう方向であると、この現状はこういうことであるということで、御理解いただくしかないのかなっていう感じがするのですけどね。

委員 今までゼロでしたから、それを考えれば段階的にということは、これからの希望を

持ちながらということです。

会長 そうですね。今までそういう話さえも空理空論だったのですけどね。行政の方も、事務局の方もおっしゃったように、段階的に少しづつという感じでね。というところでしょうかね。

事務局 そうですね。

会長 ほかの方々に、ちょっと御意見なり御感想なりを伺えばと思いますが、できるだけ御発言いただきたいと思いますね。

委員 すみません、よろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

委員 よろしくお願ひいたします。すみません、私は非常に保育園・幼稚園に関して不勉強なので。実は、子どもも日本にいなかったのも、幼稚園にも保育園にも行かせていないので、全く何もわからない状況なのですけども、非常に素人の質問で大変申しわけないのですが、ここに書いてある例えば環境の整備とか、保育の質を高めるというのは、確かに量、待機児童をつくらないということも必要だと思いますし、それから職員の数をふやす、配置の基準を改善するということも、大変重要なことだと思うのですけども、例えば面積、スペースの問題なのですが、こういうことに関しては、国として、都として、市として何らかの、例えば、人当たりこれだけのスペースを必ず確保するとか。今、非常に待機児童を解消するために、なるべく保育市場をどんどんと認可していくという方向にいったいると思うのですが、そのときに、やはりスペースということがとても気になってくるのですけど、そういうことに関しては何か指針のようなものとか、日野市としてのお考えってというのは、基準のようなものはあるのでしょうか。

事務局 保育室のスペースについては、例えば、0歳、1歳が1人当たり3.3平米、2歳以上については1.98平米というような形で定められております。また、日野市や東京都においては、0歳児については5平米というような形で、実際に運用をしているところです。これの見直しということで、国のほうは0歳児、1歳児、待機児が多い都市部等については、3.3平米を2.5平米に弾力的に運用して、一時的にでもそういった形で待機児を解消しようという形で、2.5平米にすることもできるということで、一部の地区においてはできることになっております。日野市においてはそれに該当しておりません。東京都の区部や市部の一部において、それが可能になっております。ただ、実際の自治体のほうでは、2.5平米にしてもいいということで話は来ているのですけれど、認可保育園のほうですね。

実際に 2.5 平米で実施しているところはありません。保育の質の確保ということで、実質的には今の基準を守っていこうということになっています。

また、東京都認証保育所ということで、認可保育園とは別の基準で認証保育所というのは、東京都の独自の制度なのですが、これについても 2.5 平米で可というような形になっておりますけれど、今、日野市の認証保育所では基本的には 3.3 平米ということで、認可保育園に準じた形で、できるだけ質を確保していこうというようなことでやっております。以上です。

会長 よろしゅうございましょうか。日野市はかなり良心的にやっておるということでしょう。区部ではないということもあるでしょうけどね。

副会長 すみません、宣伝させてください。園長からの回答ですが、日野市で 20% までいいのだったかね、条例上はね、定員の。

事務局 当初は 15% で今 20% です。

副会長 それ以上超えたのが何年か続いたら、定員を変更しなさいっていう基本的な法律があるのですよ。だから、2 年以上待機児童があんのは、我々のせいじゃなくてそっちのせいなのだけ。だから、それにしても今ある最低基準は絶対守りましょうと。空いているからといって構わず入れるってことは絶対しないっていうのは、うちの立場なのです。今いる子が損するということかな、それは背信行為だからそれはしないと。ただ、空いているって割り算して、先生が足りているっていう以外はしないと。なおかつ、20% だかっていう法律の年限を超えたら定員を改正して、きちっとやりましょうっていう、政府がきちっと守っていますので、待機児童がいっぱいいるから、何でもかんでも受け入れていましてということではありません。そこそこは御理解よろしくお願いします。宣伝不足のようです。

会長 保育の法案を、これは保育士養成でも、本当に厚生労働省がきちんきちんとしたのだなって感想もあります。日野市は、それを非常に守っているところだと思います。

事務局 ちょっと補足で、よろしいでしょうか。時々保育園の入所の申し込みの案内のところで、例えば定員 100 人の保育園に対して、120 人ぐらい入れていますというような形で記載されていまして、保護者の方からこれは詰め込みなのではないですかというような形で御質問をいただいております。ですけれど、それはあくまでもさっき言った 3.3 平米といったような基準を守っての、20% までの弾力化という範囲の中でやっていくことです。もともと保育園をつくったときに、きちぎの 3.3 平米じゃなくて、3.5 平米とか 4 平米

でつくってはいるのですけれど、非常に待機児が多いということで、今、日野市のほうから民間保育園、あるいは公立保育園のほうにも頼んで、定員よりも少し多めに入れてはいますけれど、それでも3.3平方メートルはちゃんと上回っているという基準でやっていますので、先ほど吉富会長のほうからお話があったとおり、決して基準を乗り越えて、狭めて保育をしているというようなことは、日野市においては全くないということで申し上げておきます。

会長 ということですので。それではまだこれは議論のあるところでもありましょうが、とにかく他にも議事がございますので、前回いただいた質問のところでは今のような、いろいろ学ぶところも多々情報として得たものがあるわけですが、次の議事のほうに進みたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。それでは今後の議事ですが、これは行政のほうでの体制、こういった形でやっていくところのスケジュールを含めて法案なりが、前にもちょっと資料としてあったようですからお願いしたいと思いますが。お伺いしたいと思います。

事務局 それでは資料の2をごらんください。A4の横になってございます。「子ども・子育て支援事業計画(仮称新ひのっ子すくすくプラン)の策定に向けた体制とスケジュール」という資料でございます。こちら図の上段でございますけれども、本会議の、及びあと専門部会の役割、それと庁内、事務局の体制と関係性についてまとめたものでございます。本会議の役割につきましては、前回第1回のこちらの会議で説明をさせていただきました。図の点線で囲まれた部分ですけれども、の記載のとおりとなっております。その下に続けられてございます専門部会、こちらにつきましてはより個別・具体的な事項につきまして調査・審議する、そのような形になっております。詳細はまた後ほど御説明をさせていただきますと思います。

庁内におきましては、子ども部が関係部署と連携をしながら、計画づくりを進めてまいります。本会議及び専門部会に資料・情報の提供を行いまして、御意見を頂戴しながら計画を策定する形となってございます。下段には、スケジュール案をお示しさせていただいております。前回第1回会議でも、大体2月に1回程度の開催という形で、イメージをお示しさせていただきましたけれども、本日は、少し具体的に専門部会での検討期間、また各会のポイントをお示しさせていただいております。本日、第2回会議の後ですけれども、第3回の会議までの期間で専門部会による、個別・具体的な審議を行ってまいります。

2つの専門部会を置きまして、それぞれ3月、5月という形で、2回ずつ開催をしてい

くことを想定しております。部会での検討を重ねまして、7月の第3回会議までに事業計画の骨子を作成します。9月第4回会議までに素案を作成、その後パブリックコメントを実施をいたしまして、11月の第5回会議で素案のとりまとめを行い、最後、第6回会議の最終的なとりまとめを経まして、計画を作成してまいりたいと考えております。説明は以上です。

会長 ありがとうございます。これにつきましては、ここでどうこうっていうわけじゃないですけど、こういった形で前回もちょっとお話があったわけですが。この専門部会をつくる云々についても、こういった形でやるのだというのが、国のモデルなりがあるのだらうと思いますがね。この点で、ちょっと御質問があれば承りますが。よろしゅうございましょうか。

委員 すみません、部会というのはこの全体でなく、2つに分かれて運営するって、そういうことですか、よろしいわけですか。

事務局 それでは次のこととも関連しますので、よろしいですか。

会長 次のほうに進む中で、もう少し具体的なお話をうかがいましょう。

委員 はい。

会長 よろしくをお願いします。

事務局 それでは資料の3をごらんください。専門部会の設置についてでございます。よろしいでしょうか。条例及び施行規則に基づきまして、計画の作成に当たりまして保育・教育に関すること、それと地域子ども・子育て支援事業に関すること、こちらの特定分野を専門的に御審議をいただくために、設置できることとなつてございます。資料3の下段、こちらのほうなのですけれども、2の部会の種類と主な所掌事業というところがございます。部会は地域支援部会、それと保育・教育部会の2つを設置してまいりたいと思います。地域支援部会におきましては、各年代における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、その提供体制の確保と内容、実施時期等について御審議をいただきます。裏面に記載の事業例について、主に御審議をいただくことになります。

その下(2)の保育・教育部会、こちらでは各年齢における教育・保育の量、その見込み及び提供体制の確保と実施時期等について、御審議をいただきます。主に事業例に記載の内容を御審議をいただくことになります。続けて項目3、部会の委員構成について説明をさせていただきます。資料の3-1をごらんください。こちらそれぞれ、地域支援部会、両面刷りになっております、保育・教育部会。それぞれ関連する委員の皆様で構成をさせ

ていただき、事務局案として御提案をさせていただければと思います。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

会長 案ということで、行政のほうでこういったそれぞれの部会の性格上、代表としてかわっておられるそういう人の関係で、こういった案が出ておりますが、いかがでございましょうか。よろしい？私これやだなんて言われても、ちょっと困るのですけど。

委員 すみません。

会長 はい、どうぞ。

委員 どちらも積極的にももちろん発言させていただいて、ぜひ、貢献させていただければと思うのですが、私どもの団体がいろいろと実施していることですか、自分自身の活動と、自分自身のまさにやっていることから、貢献的に何か発言させていただいて、何かためになることと思えば、私は保育・教育部会よりも、地域支援部会でいろいろとやらせていただければというふうに思いまして、ちょっと意見として言わせていただきます。

会長 その辺のところ、これは、人数は 20 人だから 10 人、10 人とあったのですが。逆に逆側からうちへ来ているのですがね。

会長 これは人数、2 つじゃなきゃいけないということはないのですか。

事務局 大丈夫です。

会長 そういうことであれば、片方は 9 人、片方は 11 人になりましてもよろしいということですから。

委員 すみません、勝手に言って申しわけございません。

会長 御自分が、一番やはり活躍できればいいわけですね。

委員 ありがとうございます。

会長 バランスを考えるとそういう問題が出てくるのですかね。それでも行政のほうでよろしいということですから、そういうことで。あんまり、そこがアップアップになっても、この後困りますが。じゃあ、そのくらいでよろしゅうございましょうか。そういうことでよろしいということですね。

会長 各委員におかれましては、多少の立場の違い等はあるでしょうけれども、私なんかも専門と言われましても全然そんなあれじゃないのでありまして、わかるところとわからないところがあるので、もう自分は勉強させてもらいたい、学習させてもらいたいみたいなつもりでやれるのであれば、そういうことで。いや、絶対こっちじゃなきゃ、こっちで発言したいということがあれば承りますが。

委員 ごめんなさい、お役に立てるかどうかちょっと不安なのですが。

会長 いや、そんなことはないです。

委員 すみません、質問をしたいのですが、いいでしょうか。

会長 はい。ちょっと今の方、ちょっと見えなくなったのですが。

委員 3番ですね。教育のほう。

会長 教育の3番で。

副会長 民生委員と主任児童委員だから、うまくこっちと絡まねえと。

会長 行政のほうはそう思っているのじゃないですかね。子どものことをよくわかっているからということでしょう。絶対嫌だっていうのならともかく、いいですか。

委員 はい。

会長 ちょっと1つ御質問が何か、どうぞ。

委員 質問なのですけれども、この部会は2つに分かれているのですが、片方の部会に属しているほうが、もう片方の部会に今みたいにトレードっていう、完璧に専門的にこっちの部会に携わるっていうふうに、書かれている人は出るとは思うのですが、そうじゃない人が、もう片方のほうに出たりするっていうのは、自由なのでしょうか。それとも、もう本当に完璧に傍聴側に回る感じだったらオーケーとか、そういうふうになるのですか。もう片方の部会とのかかわり方っていうのは、どこまで自由度が認められているのかが、ちょっと気になりまして。

事務局 各部会で御議論いただいて、その内容につきましては共有を図っていくということが、まず大前提であるということです。あと両方の部会を兼ねることができるかどうかという部分なのですけれども、この点につきましては、報酬の兼ね合い等がございまして、ちょっとつまらない話をして申しわけないのですけれども。

委員 ちょっとそうですね、報酬って言われると欲しいということじゃなくて、例えばですけれども、学童保育は、今公設公営でやっていただいている、子ども部管轄になっている。同じく公立保育園というのも子ども部管轄になっていて、全く関係ないというところではないので、気になるっていうときに出てもいいのか……。出るとしても都合がつかないで傍聴という形になるかもしれませんけども、その辺どこまで自由度があるのかなと思って伺いました。

会長 傍聴はフリーですよ。今でもそうですからね。

事務局 そうです。

会長 それで今手当ての問題なんかあって、片方1つだけは自分の所属しているところであれば、行政法人がやられるのでしょうか、あとは、やはり関心があれば傍聴したり、あるいは、今度は自分たちのところでそれを還元したり。それから合同でやるのは何回かありますよね。最後にまとめるわけですね。

事務局 はい。

会長 そういうところで、いろいろ情報を得といていただいて、そこでまた御意見をいただくなり、そういう形で、あんまり形式ばらないでやれるような雰囲気をつくればなど、私は思うのですがね。行政のほうはどうですか、その辺のところは、今、私の言ったようなレベルで。

事務局 そのようなことでお考えいただければというふうに思います。傍聴という形で。

会長 そうですね。それで、そこでは御発言はちょっといただけないかもしれません。自分のセクションのところでは委員として。そういうことと、それで関心等々いろいろあれば、これは2回ほどですね、部会で分かれるのは。

事務局 はい。

会長 ですから2回のところでそちらのほうに、できれば集中していただいて。もちろん関心があれば同じ日に同じ時間でやったら、出たいっていても出られないわけですね。それはこれから時間帯とかの関係にも出てきますし。

委員 かぶることはきつとないのですね、きつとね。

会長 はい。そうだろうと思うのですね。

事務局 そうです。

委員 部長は、両方の部会に属しているようですね。

事務局 かぶらないようにやります。

会長 きょうもそうですが3時ごろがいいっていう方と、それから夕方仕事が終わってからがいいっていう方がいるかと思うのですけども、今回ためしにやってみたわけですね。そういう問題があって、それぞれどちらのほうが何時につて、ずらしてうまくやって。行政はその辺のことを考えて、時間を御相談すると思いますけどもね。そういう形でできるだけ、少なくとも聞くことはできるぐらいのことは、配慮は傍聴ですからできるわけですし。御意見は、また合同になったときにいただくなり、あるいは、委員と後で終わってからお話をするなりして、自分の意見を言ってもらうようにするとかっていうのは、そういうことは構わんと思うのですけれどね。ということでよろしゅうございましょうかね。い

いですか、分かれるということ。ですから委員におかれましては、一番最初であつて9対11になるけれども、そちらのほうでぜひともということ。あれかこれかを選んでいただくと、そうなるっていうかね。

もちろん、だから今もお話ししましたけども、傍聴はもう御自由なのですからね。それと関係するところの中で、自分がまた言えるところで言っていただければいいだけです。あんまりちょっと、私もどっちかと言うと、まあまあ、うん、うんなんつって、かなり甘いほうなのですが、あまりそれをやっていくとこんななっちゃう。せっかく行政がつくってくれた案ですから、やはりちょっと立場とか、出身のところをお考えになってやっているようですからね。ということで、この体制とスケジュールは、こんなことで決まりということよろしいですね。それじゃ、そういうことで課長さん。それで何かまだ追加は。事務局 それで、これで専門部会ということで立ち上げをしていくわけなのですから、それぞれに部会長をという進めになっております。

会長 あ、そうですか、それじゃあ。これも選挙をすりゃあいいのだろうけど、ちょっと御案がございますか、事務局のほうでは。

事務局 はい、よろしいでしょうか。それでは、大変僭越なのですが、御提案をさせていただきたいと思います。まず地域支援部会のほうですが、日野市におきまして長く地域支援事業に携わってこられました、市民サポートセンター日野の事務局長であります、土屋委員にお願いをしたいというふうに思っております。また保育・教育部会、こちらのほうにつきましては、本会議の乙訓会長にお願いをしたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

会長 はい、しょうがないっていうと怒られちゃうですけど、とにかく立場上全体のところで1つ会得すると、そこでやりましょう。ということで、委員よろしゅうございますね。それでは、皆さんそういうことで、別に部会長だか何て言わずに、まとめ役を中心にしていただいて、皆さんが円滑な議論ができて収拾ができるという、そういう役目でございますので、委員にお願いいたします。それでは、議事の1と2が終わりました。続いて3のニーズの調査という、これは前回のアンケートの関係でございますかね。前回もちょっと御質問があったりとかしたようですが、これ、やはりちょっと御説明をいただいて、それから要望点なりあればいただくということにしましょうかね。

事務局 それでは、まず資料の4をごらんください。日野市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査についてという資料でございます。本調査につ

きましては、各事業の量の見込みを算出するために、現在の利用状況や今後の基本について、国の基本方針等に基づきまして実施をしたものでございます。全部で7種類の調査票を作成をいたしました。就学時前児童調査ほかに、中ほど点線で囲ってございますとおりの分類ごとに調査を実施したところでございます。それで、今回就学前の児童調査の単純集計がまとまりましたので、速報値といたしまして別冊の資料を添付をしてございます。無作為抽出、1,600世帯に12月10日に調査票を発送いたしました。12月25日の回答期限とさせていただきます、回収数が858。回収率にしますと53.6%ということで、本当に年末のお忙しいところであったのですけれども御協力をいただきまして、このような回収率となったものでございます。

それでは別冊をごらんいただきまして、取りまとめしました株式会社ぎょうせいさんのほうから説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局（ぎょうせい）では、お手元の速報値別冊を見ていただきたいと思います。私のほうからは、今回の単純集計表の読み方ですね、どのように表をお読みいただいたらよろしいか、これについてお話しをしたいと思います。

では、表紙をめくっていただきますと目次があります。目次が終わったところで1ページ、問い1の子育ての楽しさ、つらさということですが。この表ですが、回答の選択肢がありまして、それについてどれだけの方が回答なさったかということでございます。Nというのが回答者数ですね。それが、全体の数が858の方が答えていますので、それで割り戻したパーセンテージがそこに書いてあるということでございます。これが通常の形ですが、その下を見ますと、858という問い2のところで、その横を見ますと類型というのがありますけど、これは複数回答の場合はこういう表になります。1人の方が、何問かつけていいという場合は当然実際の回答数はふえますので。ただ、パーセンテージはあくまでも858で割り戻していますから、このパーセンテージを足しますと300%越えるという形になります。その形が、このように出ています、おわかりでしょうか。1つしか丸をつけなくてはいけないっていう場合と、複数つける場合とで表のつくり方が若干違いますよということを御確認いただきたいと思います。

それからもう一つですね。1枚、2枚めくっていただいて、5ページを見ていただきたいと思います。5ページの下ですね、問いの22あたりですが。これについては、今までのように何人の方が回答して何%ですっていう出方になっておりません。これはなぜかといいますと、回答自体が数量を答える。数量を答えるような問いの場合は、最大値と

最小値、それと平均値、それから標準偏差というような形で、どのような数字が今出てきているかっていうことを集計しています。まだこれは速報の段階なので、こういう結果を見た上で新たに集計のカテゴリーを設定し直して、それで再集計をするってやり方をします。その中間段階の結果だということでございます。3つのタイプがあるということですね。それを御承知おきいただければと思います。

この後についてですけども、簡単に説明しますけども。これは、あくまで単純集計でございますけども、通常は、例えばそれぞれに年齢別に見た場合どうなるかとか、または地域別に見た場合どうなるか、そういうクロス集計をかけるということになります。これが、次の段階の作業として予定をしております。それから、こういう数字を使って、いわゆる国のほうが要求をしているのは、それぞれのサービスの量の見込みを出しなさいということを書いてきています。これは国から、こういう形で1月に量の見込みを算出するための手引きというのが、国のほうから正式に出ました。このやり方にのっとって、このアンケートの結果を使って量の見込みを出していくって作業に入ります。これは、簡単に言えば、まずは本市の将来の人口を推定をする必要がある、将来の児童数がどれだけになるかっていうことを推定するっていう要素が一つございます。それからもう一つは、家族類型ですね。家族類型別に集計をしてください。つまり、シングルマザーの場合、それから御両親ともフルタイムで働いている場合、みんなその家庭の事情が違うわけですから、それぞれの類型ごとに集計をして、それぞれの各施設の利用意向等を勘案して、最終的に量を把握してくださいということになっています。そういう作業を、この国のマニュアルに沿って作業を進めていくってということになります。以上でございます。

事務局　それで、少し補足といいますか、説明をさせていただければと思います。今回、回答していただいた方の世帯の属性といいますか、簡単に御説明申し上げます。巻末の52ページをごらんください。問いの73というのが2段あるわけなのですが、こちら両親の年齢を伺っているところでございます。本調査につきましては、就学時前の児童を対象としておりますので、母親、父親ともに大体30代が最も多く、次いで40代、このような形になっております。ちょっと、49ページをごらんいただいて。49ページの、問いの71というところで、こちらは本調査に回答いただいた世帯の子どもの数、こちらを聞いております。子ども2人っていうのが大体5割ぐらい、1人と合わせると大体8割ぐらいと、そのような形になっています。その下段1つ飛びまして、問いの72です。回答者の約9割、ここではお母さんが回答していただいたということになってございます。1枚

おめくりいただきまして、50 ページをごらんください。問いの 73 と、幾つかありますけれども、家族の構成を伺っておりまして、これ見ますと、ほとんど父母同居の世帯、また近親の方が近くにいらっしゃるような、そのような方たちに御回答いただいたのかなというところが若干つかみですけれども、そんなところです。

内容につきましては、時間の都合上全部というわけにいきません、幾つかピックアップをして説明させていただきます。まず、1 ページ問い 1 をごらんください。最初に、子育ての楽しさとつらさ、子育てが楽しいかということをお伺いしております。大体 7 割の方が楽しいと感じていらっしゃるようです。その下、約 3 割弱の方ですけれども、つらいこともあるようです。問 2 をご覧いただきますと、こちら子育ての悩みについて伺いました。項番の 6 で、子どもに触れ合う時間を十分にとれないですとか、あとは項番の 16 で叱りすぎている、こういった回答が約 3 割程度ございました。これは、ちょっと私自身のことも省みますと、これは私見なのですけれども、時間とか精神面で、いろんなところで余裕がないのかなんていうふうなことを感じたところでございます。2 ページの問い 8 をごらんください。こちら、日ごろ、子どもを見てもらえる方についてお伺いをしました。項番 5 の誰も見てもらえる方がいない、この世帯が 2 割いるというところです。3 ページの問い 12 です。こちらでは、子育てを気軽に相談できる相手について伺っております。項番 6 の保育士が約 3 割弱ということで、身近なところで頼りにされているのじゃないかなというようなことがうかがえます。1 枚おめくりいただきまして、4 ページの問い 16 と 17 です。こちらなのですけれども、家庭の役割だということと、実際にやっていることについて伺っております。共通して、項番の 6 です。教育をすることが家庭の果たすべき役割だと、このように認識をしながらも、実際にはそれが 5 割程度にとどまっていると、そのような結果になっております。雑駁ではありますが、ニーズ調査の説明については以上でございます。

量の見込みというものを考えていく上で、この調査とあわせましてもう一つ、現状といえますか、学童クラブ、それから保育サービスの状況、それと人口の状況についてちょっと参考資料をつけておりますので、あわせてここで続けて御説明をさせていただきたいと思います。また、これにつきましては、今後、部会で分かれたときのベースのことになるのかなというふうにも思いますので、共通の認識として持っていただければと思っております。

始めに、参考資料の⑦をごらんください。学童クラブの状況についてでございます。対

象児童数、それと学童クラブの受け入れ数の推移と出現率を示したグラフをごらんください。両面になっておりますので。対象児童数が、昭和 55 年のピークから減少を続けているのに対してまして、学童クラブの受け入れ数が上昇をし続けまして、平成 25 年では出現率が 34.8%という形になっております、1,567 人受け入れています。国は、平成 29 年度には、出現率が 40%に達するだろうと、そういう潜在需要があるというふうに分析をしております。これを、日野市の平成 25 年度の児童数で置きかえた場合には 1,802 人への需要が見込まれるということになりまして、現在平成 25 年度と比較をしますと 235 人増加になると。これは、単純な一つの見方ですけれども、そういったことが想定をされていると思います。下段につきましては、学童クラブの育成料の基本的な額について 26 市の状況をまとめた形になっております。現在、日野市は図の中ほどにございますとおり、平均を下回る月額 5,000 円ということで設定をさせていただいております。ちょっと裏面をごらんください。こちらは、保護者の就労を理由に、学童クラブに入会する場合の各種の条件をまとめたものでございます。日野市は、週 2 回、勤務終了が 14 時以降の就労状況を満たせば学童クラブで受け入れるという形になっておりまして、26 市比較をしますと一番低い基準となっているのかなというふうに思います。学童クラブについては以上です。

続いて、参考資料は⑧をごらんください。こちらにつきましては、保育サービスの状況ということで、上段のほうに就学前の児童数に対する定員数の割合、これを整備率といたしまして、その利用率と待機児童数をお示ししました。下段に、保育所の運営費の負担率、これを 26 市の比較でお示しをしております。少し細かいのですが、日野市の平成 25 年 4 月 1 日の状況でございますけれども、3,324 人の定員に対しまして、173 人増の 3,497 人を受け入れて、なお、155 人の待機という状況になってございます。下段の、保護者負担金につきましては、目途とします国基準の徴収分の 50%に対して、日野市は 46.7%という状況になってございます。

駆け足ですみません、最後、参考資料の⑨をごらんください。こちらは、国立社会保障人口問題研究所の推計値と日野市の人口推移をお示しをさせていただいております。上段では、第 2 次ベビーブーム以降減少をし続けております出生数の推移と、今後の減少が予想される出生数を示してございます。中段、緩やかですけれども増加をしてきました日野市の人口の推移をお示しをしました。下段には、日野市の人口の推計値として総数の推計、それと 6 歳から 14 歳までの各年代別の推計をお示ししております。日野市は、これまで緩やかに人口が増加をしてまいりましたけれども、今後、総人口、及び子どもの数は減少

していくということが前提となってまいります。その裏面ですけれども、出産適齢期の 20 歳から 40 歳女性の居住密度、それと未就学児、小学児童の住居密度をお示しをしております。これ、表の数値的な視点だけではなくて、面的な視点でも量というものを捉えていく必要があるのだろうということで、参考にお示しをさせていただいたところでございます。すみません。まとめた説明になりましたが、以上でございます。

会長 ありがとうございます。いろいろ教えていただきました。ただいま、資料そろえていろいろお話しいただいたのですが、こんなことはどうなのですかとか、聞いてみたいことございますればどうぞ、承りますので。

委員 すみません、よろしいでしょうか。家庭支援センターのほうについてなんですけども。子ども家庭支援センターの大体の相談数とか、それからあと、その内容、それからファミリーサポートの利用者数を大体内訳とともに教えていただけたらありがたいなと思います。きょうでなくて結構ですので、部会のときに資料をもし見せていただけたら、またお話しがちょっとしやすいかなというふうに思うのですけれども。どういう内容で、どの程度の方がファミリーサポートを利用されているのかということ、ちょっと興味があるので教えていただければと思います。

会長 そうということで、今おわかりになればあれですけれども、概要、次回でも結構ということですから。

委員 それでは、次回。

会長 次回ということで、詳しくちょっとまた調べていただいたりすることもあるかと思えます。それじゃあ、ほかにございますか、できるだけ多くの方。本当に、みんな市民として子育てを、親としては多少やっけていても、大体、それを仕事としてやる場合とかっていうのは、いろいろ意見、わからないところあるわけですから、遠慮なく聞いていただくと。業者の方はそれなりに、それからほかの委員の中でも専門の方がおられるでしょう。ちょっと、ぱっと見ただけでわかんないところあるかと思いますがね。お考えいただいて、見ていただいて、次回のまた部会で話していただくとか。今、お話しあったように、御質問しといて次お答えいただくようなケースが一番良いと思うのですけどね。あんまり宿題出すのもどうかと、失礼ですけど。そこで聞かれてもちょっとわかんない、調べなきゃいけないことも、大体のことはできるでしょうけど。

委員 皆さん御発言がないのは。委員としての質問というか、確認なのですけども。私も集計結果については、昨日だったか一昨日だったか見始めているわけなんですけどなかなか、

単純集計なのではないかというところはあるのです。例えば、最初の質問で子育てについて楽しさやつらさみたいな質問あるのだけれども、例えばどの年代で一番つらいと感じているとかって、そういうクロス集計ですね。それを、みなさんがいっぱい出されちゃうと困ると思うのだけれども、多少はそんなことをしていただく余力はあるというふうに考えていいでしょうか。

事務局（ぎょうせい） 基本的に、先ほど事務局のほうでも説明した、年齢別に集計であるとか、小学校区別の集計であるとか、基本的なクロス集計はとります、当然ですね。それ以外、皆様方から、もし御意見があれば問い間クロスとして、この問いに答えた人がこちらでどう答えているかっていうようなクロス集計も当然できるわけで。そういうことは、事務局のほうに要望を出していただければ、こちらがすぐには出せないかもしれませんが、ある程度、国等との対応が終わった段階でそういう集計もやってみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員 よろしくお願いいたします。そういうことでこれを活用していただくと、非常に良いと思います。これだけ見ると、割と無味乾燥なのだけれど、こういうふうに作ってみたらいいのかなっていうところあると思うので、ぜひ、委員の皆さんもごらんいただければというふうに思います。

会長 これは、質問用紙みたいなものは余ってないのですか。

委員 皆さんにはお配りしたのだよね。

会長 私に、じゃあ、持ってないのかな。それじゃあ、後ろの袋にあったやつがそうかな。済みません、お恥ずかしい。失礼しました。その他ございますでしょうか。

委員 2つぐらいちょっといいですか。ちょっとさかのぼってしまうのですが。先ほどの0.7兆円の財源のやつで、保育園とかのつくるっていうか、量ってのがあったのですけど。個人的なことっていうか、とよだ保育園がもうちょっと前までの保育所の申し込みのときには、民営化の予定ですってところが、多分今年度かな、民営化されますってもう断定されてしまっているのですね。それは、既存である、例えば公立の保育園とかは、これから民営化の一途をたどるけど、新しい保育園、例えばこれから10%に消費税が上がったりとかするときに新しい公立を日野市はつくってくって感じなのですか。古いのはいらないみたいな感じな考えなのですかね。

事務局 別に古いのはいらないということではないのですけれど、0.7兆円、国から入ってくるということではあるのですけれど、先ほど言ったとおり、日野市で独自に負担して

いる部分もあります。保育園は量的に拡大していくと、例えば、財源というのがどうしても必要になってきます。今現在は、公立保育園というのが、全く国や都のほうからお金が出てこないという制度になっています。民間保育園については、半額程度入ってくるということになります。ごくごく単純に言えば、公立保育園1園と民間保育園2園の運営費が同じというような状況になっています。日野市も、財政は決して楽観できるような状況ではありません。その厳しい状況の中で量的な拡大をする、国の補助以外の日野市の単独の費用を賄っていくというためには、公立保育園を民営化して、その財源で枠をふやすということをとっていかないと、なかなか今の待機児というものが解消できないという見込みです。とよだ保育園については、4年後に民営化しますということで、昨年から募集要項に入れて、保護者の方にできるだけ早目にお知らせしてその準備を進めていくということで考えております。以上です。

委員 ただ、その民営化も、最近だと、むこうじま保育園にこれからなるたかはたさんとかありますけど。やっぱり民営化の問題で、どうしても今までの公立だと出費がなかった部分、民営化されることによって、在園児というか、転院する子たちに対しては、結構保証してわあっと変わってしまう部分に対しては、日野市のほうからちゃんと保証しますよってというのは、一応お約束ではいただいているみたいなのですが。これから新しく、これからやっぱ子どもがどんどん減っていくであろうっていうこれからの水準と一緒に、新しくこれから入る子たちに対して、やっぱり公立でなくなってしまうと民営化されている、結構費用がぱっと見ただけでも結構あるのですよね。一応、新しい園のも自由に購入はできますって言われていても、プレザー2,900円、かばん3,000円、スモッグ1,250円とか、結構な金額が出ていたりとかするので、これからの若いお母さん方、お子さんを産んで保育園に預けるときに公立でないとき、民営化されてしまったところ、准公立みたいなところだと、結構費用的にどうなのかなっていうところ、ちょっと懸念してしまうところはありますけれど。

副会長 それ基本的に買わないでいいのだよ。買わないでいいのですって、保護者会で言っているのです。強制権はありません、園長に。その園服着てこなかったら保育しないっていう権限はありません。だから、うちの園は全部無料で配っていたはずですよ。

委員 吹上にいたときは、ちょっといただいていた。足りないときは、サイズ大きいのがあったら買おうねみたいな感じだったのですけど。

副会長 そういう決まりになっているのです。

会長 事務局から何かありますか。

事務局 民間保育園になってしまうと、費用がかかってしまうというお話をいただきました。だから、先ほど吉富先生のほうからもお話しあったとおり、基本的に保育料以外でかかるものっていうのはないですね。ただ、園によっては一部標準服みたいな形、標準のバックみたいな形で、こういった物はどうかということでお示ししている物ですので。バックとかっていうのは、もう普通に保育園の生活してればどうしても必要なわけで。それを、園ではこういった形の物をお勧めしていますというような段階のもので、決して特別に買わなきゃいけないということではありません。ですから、今回公立から変わったということで、今まで使っていた物が一部使えなくなってしまったっていう部分があったので、その点については、市のほうで費用を弁償するというようなことになりました。確かに、公立は本当に全く制服とか、バックとか、指定の物っていうのは一切ないわけですが、民間保育園では一部そういった形でお勧めしているというぐらいのもので、本当に強制といった形のものではありません。ただ、もう一つの延長保育料というのもありまして、これ、もうちょっとシビアな感じになるのですけれど。これもちょうと、園によって非常に唯一違うのですね。

委員 そうですね。差が大分。

事務局 正直、公立よりも安いところもありますし、高いところもある。あるいは内容も、夕食に近い物がついているものもあれば、公立保育園のようにおせんべいでちょっとおなか膨らませといてねっていうぐらいのものもある。延長の時間も1時間のところもあれば、2時間もあるということで、ちょっとそこはばらばらで、申しわけないですけど、そこは、一応ばらばらになっていいっていうふうな形の決まりになっているのですね、延長保育料だけについては。ただ、それは本当に園の特色でもありますので、夜8時までしっかり夕食を食べながら延長保育受けられるっていうような園もありますし、そうでない園もある。そこは、みなさんに選択していただきたいということで考えております。こういった形で、公立から民間、むこうじまのように変わってしまうとなかなかその辺の選択の余地っていうのがなくて、ほかの保育園に行けるっていうわけでもなくて、新しい保育園、むこうじま保育園に入ってくださいっていうことになってしまうのですけれど。そういったことで、今回についてはいろいろ費用弁償という形で市のほうで行いました。今後、民営化するときにも、できるだけそういった混乱がないように日野市としては丁寧な対応をとっていきたいというふうに考えております。

会長 はい、ありがとうございます。具体的な問題ですよ。

副会長 すごい立場もあるのだけど、うちの卒園児の保護者なのよ。今、いとこやら、何やら全部うちの園に来ているのだ。だから、うちのことは全部裏まで知っているのだけど、一応、立場が連合会長だからさ、会議出て質問していただろうけど。

会長 いろいろあるでしょうけど、差し支えないところで。

委員 あと、すみません、もう1点いいですか。ちょっと、最近、豊田の北口の新規開発とか、六小の人口がちょっとふえて、ちょっと保育園の管轄が変わってしまうのですけど。それで、多分、五小の前とかも新しいおうちが建ったりとかで、多分今度、さくら第二学童が増築になったりとかする予定だと思うのですけど。この後、私たちも下の子どもが今、今年度で5歳児になるのですけど、その子たちが小学校に上がるときとかに、多分学童として結構人数が多くなっているのじゃないかなっていうのはちょっと思うのですね。マンション、戸建て、結構多摩平から豊田にかけて結構開発が進んでいるので、学童的に二小とかもそうですけど、大丈夫な感じなのですかね、このまま全受け入れてっていう体制で。

会長 将来的なところを見て、御心配いただいているように思われます。

事務局 確かに、今、委員がおっしゃったとおりでございまして、開発に伴った児童数の増大という部分も踏まえて、さくら第二の増築をしなければならない。また、五小の改築もございします。そこでの学童スペースの確保、これについても、今準備をしているところでございします。全て受け入れてっていう部分なのですけれども、これは、今後の専門部会の中での議論の中心になってくるかというふうにも思いますけれども、その部分も含めて検討する必要があるかというふうには考えてございます。

委員 ちょっと人数が多くなるので、私もすごい個人的なあれなのであれなのですけど、今の職の前が学童の臨職のフリーをやっていたので、そっち側もちょっと入ってしまったりとか、本当申しわけないのですが。あさひがおかに、ヨシザワ会長がいたときなのですけど。それで、人数が例えば多くなると、さくら第一だったりとか、東とかだったりとかで、夏休みに4年生の受け入れがなくなってしまうとか、やっぱりそういうところも出てくると思うのですね、きっと人数が多くなってしまうと。そういうのも、やっぱり自分たちの子どもたちのところに降りかかってくるって思ってしまうと、やっぱこれからちょっと日野市さんとはちょっと話をちゃんとしていかないと、密にって思って。やっぱこの後、自分たちの後の世代の子たちもいるので、やっぱ親的には3年生、4年生の親から。

副会長 そっちの学童でもいい。

委員 本当はこっちのあれなんですけど、やっぱ1個次の段階がそこなので。

会長 そういうとこ、ぜひぜひまた部会でも話していただいて。

委員 部会が別なのですよ、ここが。

会長 そうなのですか。じゃあ、そういう話をあれしていただくなりね。ともかく、地域的に日野市の中でも、住民の数が、巨大マンションがばっとできたりすると、当然いろんな場面で影響出てくるわけですよ。

委員 確かに相対として、日野市の学童の許容量っていうのはかなりあるのかなとは思っているんだけど、やっぱり地域的にはねっていう問題が出てくるのはしょうがない。空いているからあっち行ってくださいっていう話でもないの、そこは地域的対応っていうのは学童の課題なのだろうなというふうに思います。それは御心配のとおりで。これまでは、条件を満たした学童希望者は全員入れるという方針でやってきました。それは、できる限り続けていきたい。いわゆる、この新制度の中でも話題になっている小1の壁っていう問題がかなり語られていました、これまでの議論の中で。それには、できる限り答えていきたいなとは思っていますけども。でも、実際周辺見てみると、もう実際に保育園の待機児と同じような学童の待機児とっていいと思うのですけども、半分以上がこの辺の周辺の都市でも発生しているっていう状況は、なかなか子どもさんは大きくは伸びてないのだけど、やっぱり働くお母さんがふえてきて率が上がってきている。そこへの対応っていう、そういうことがやっぱり、これは保育園も同じですけどね、課題であるというのは十分わかっていますので、できる限りとは思っています、私としてはね。市としてはという言い方ですけど。

会長 委員でもありますから、責任者でもありますから、頼もしいことでございますよね。

委員 いいですか。ちょっと流れもありましたので、関連して質問というより改めてお願いって感じなのです。学童連協のほうから個別にもお伝えはしてありますけれども、今回、子ども・子育て支援計画の中で、保育園に至っては、先ほどお話しがありましたとおり、何歳児は一人何平米っていうこと法律でも決まっていますが、学童についてはその法的なものは何もなく、今回の策定事業の中で学童の運営基準っていうもの、一人頭何平米というのが決まると思うのですね。あと、概ね10歳未満の子どもたちを対象とすること取っ払われたので、学童を利用している保護者のアンケートとしても、3年生で終わりだけでも高学年についても育成してほしいというニーズも高いことがわかっている中で、10歳っていう線が取り外されるとなるとニーズはより上がると思うのですね。なの

で、保育園と同じように量的な拡大をお願いしたいというのは、潜在的にありますけれども、これからもお願いしたいところと、あとは、この人口推移によっても、じゃあ、どうふうにしていくかっていうのは影響されると思うのですが。人口は減っていくとあったのですが、この図が一番気になっていて、マンションがふえるとか、また戸建てについても新しい物件がふえたりすると、そこで一気に子どもの数がふえるっていうのはあると思うので、そこも十分に考えていただきたいというところ。あともう一つは、選べる学校制度というのがあると思うのですね。選べる学校制度によって、今回もありましたけども、結局八小を希望するお子さんがとてもふえたがゆえに、今度八小に付随している学童があまりに子どもがふえてしまったっていう実例があるので、それについても統計とか、この小学校が選べる学校制度で人気が高いからどんどんふえそうだなって、その辺も計画とかそういったところに反映していただけると大変いいのかなと思っています。

会長 本当に、貴重な、実情のお話しありがとうございました。そうですか。それでは、ちょうど1時間半たちましたところで、そろそろ締めにいきたいなと思うのでございますが。今までのところで、どうしてもここで言っておかなきゃっていうようなお話しがございましたら。

委員 部会ができて、こういう専門部会ができることは望んでおりましたのでよかったなと思うのですけれども。実際、こういう2つの区分けになった場合に、今のお話を聞いていてもすごくさまざまな領域が。例えば、私が地域支援部会の部会長を御指名いただきましたけれども、私は、ずっとファミリーサポートセンター事業をやっておりまして、地域支援ということでは幾つかはわかっているところもあるのですけれども、具体的にこの地域支援部会というのがどういうことを今後やっていくのか、ちょっとまだイメージが浮かばないので、ここに全員いらっしゃるところで、もうちょっとイメージが湧くようにお話しいただければありがたいなというふうに思いました。

というのは、このスケジュール表を見ると、7月まで2回あって、かなりの7月に骨子ができるというところを考えますと、部会の役割ってかなりあるのではないかなと思うのです。なので、きょう説明していただいて、あるいは、まだそれでもわからないようであれば、その専門部会ごとにちょっと勉強会みたいなものを開いていただくとか、そういうことも御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

会長 その点につきましては、行政のほうからちょっとお話しいただきますよね。先ほど申しましたが、いろいろ自分の置かれた状況、地域、そこらとしてはいろいろあるので

すが。行政の中で、国のあれもあり方に関係していく中で、日野市でどういうことやんきゃいけないかってある程度法律的に決まってくるわけですね。そういう中で、策定をしていくのが行政の責任主体者なのです。我々、それに対して、いやこういうこともあるよ、こういうことというのは結構なのです。でも、実際、最終的な決定は行政が議会を通じて予算の中でやってくことになると思うのですけどね。そのときに、意見をいろいろ吸収する場としてこれがあるわけですから、自ら回数等制限されているから、学習会やりましょって個人でやるのとちょっと何回もできるってことにはならないとは思いますがね。ただ、その辺、ちょっと私はそう思うのですが、主体者であります行政としてはどう、この部会では法律的なことも含めて、条理的なことも含めて、このところではこういうことをやるものだとか、やってほしいのだとか、そういうことをちょっと今お話しただいて、また先ほどのようなことも含めてちょっといただければと思いますが。事務局 明確な答えになるかどうかはちょっとわからないのですが、今の範囲で言えることをちょっとお話ししたいなと思っております。

専門部会のことでございます。事前に、子育て課長からもお話しありましたが、3月と5月ごろ、この検討期間という間の中で2回、それぞれの部会においてやるということで現在想定をしております。給付のほうについては、保育ということで、同じテーマでメーンで2回、基本的にはできるのかなということで考えております。しかしながら、今、土屋委員のおっしゃいました地域支援のほうについては、事業分野が多岐にわたっております。大きく分けさせていただくのであれば、いわゆる学童クラブが1つ、あと、そのほかの事業。先ほど、13事業のうちの既存事業という認識、この2つに分けられるのかなというふうに考えているところでございます。特に、13事業については新規事業ではございません。もう既に実績が数年あって、またこのニーズ調査の集計等も概ね出てくる時期で、3月末ぐらいにやりたいなというところで考えております。5月ぐらいには、従いまして学童クラブのほうに重点的にやっていきたいと。

詳細については、いろいろこの場ですぐお話しできるところではない部分もありますので、今、会長御指名いただきましたので、それぞれの部会の会長と事務局で、詳細については方向性を確認をさせていただいた中で、また御案内するという形の方向になるかというところで考えていると。ここで、御理解いただければと思います。

会長 ということで、部会長として御相談しながら、この問題とこの問題はこうやっていくとかってというスケジュールを考えなきゃいけないかなってしょうね。それから、そ

のときに、あらかじめこういうことやるからっていった必要な書類があれば、あるいは資料があれば送るとかして、議論のところでできるだけ集約してできるような形をとらなきゃいけなくなったりすることもあるかなと思いますけどね。そういう形で、今回はちょうど暮れと正月とやって、2回目とこうなのですけども、次のときがこうだ、こうだって形が詰められる、詰めなきゃいけないのだろうと、こういうふうな、私自身は感じましたけれども、そういう御回答ですね。それでよろしゅうございましょうか。ほかにはいかがですか、全体的に。

委員 できれば今の、次はこういうことをいたしますっていうのと内容と資料を、早目にいただきたいなと思いますね。今回もとても遅くて。今回、初めてここで見た感じでしたので、できれば早目にいただけると。

会長 行政の人が資料づくりでお忙しいかと思いますが、ちょっとそういうことの要望があるということですね。前もってちょっと調べたり、勉強してこななきゃいけないこともあったりしますしね。議論するとき、それがあれば、ぱちっと早く決まって、決まるって変ですけど、こういうことですねっていうような形でいけるともあるでしょうし。

委員 本日お配りした資料なのですが、部会に分かれていただくっていうお話をきょうここで確認したわけですけども。まず部会に分けた分野は、やっぱりこう分けざるを得ないのかなっていう部分です。事業があり、一等最初に出てくるのは教育・保育給付っていう給付の部分。それから、13事業ある事業の部分っていうことで、そのカテゴリーで分けさしてもらって。きょうお配りした物は、それを踏まえて、今後こういう物が参考資料になりますよということでお配りした物なので、次回までに、結構気合いを入れて事務局がつくった物なので、是非ご覧いただきたいなというふうに思います。もし、当日議論の材料にするような新たな資料が出てくるとすれば、それはできるだけ前にお届けするように、それはもう頑張りますので。

会長 実際、それぞれの職域で、専門性で仕事があるわけですが、なかなかわからないところがあるので、つつい勉強すれば一番もっとわかるのじゃないかなって要求するわけですけど。その辺は、今、委員が言われたようなことでやっていただくようにしまして。それではどうでしょうか、閉会に至る前に何かございますか。

ちょっとその前に、私、先ほどちょっとあれなのですが。議事録の件で、御連絡あったと思いますが、それ見て、都合悪いところないかって、自分はその本意でないというようなことがあれば言ってくださいということのようでしたけど。それほど問題になること

はないと思います。それじゃあ、よろしいですか、閉会で。

事務局 すみません、その他ということでもよろしいでしょうか。2点ございます。今、会長からお話しがございました議事録の件ですけれども、委員の皆様におかれましてはお忙しいところ大変恐縮でございますけれども、内容の御確認をいただきまして、修正がございましたら2月の3日までということをお願いをしているかと思っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。それで、記述につきまして、ごらんいただきまして、かなり細かい形になっているかなというふうにお感じになったのではないかと考えております。本会議は原則公開をしております。傍聴もできるということで、議事録についても確認の上でホームページに挙げさせていただいていた、ということもございますので、できるだけ各委員の御発言につきましても詳細に記述をさせていただきたいと。発言の主旨に影響のない範囲で、必要最低限の修正にとどめる。これが事務局の基本的な考え方ではございますけれども、いずれにしても、各委員からごらんいただきまして修正点がございましたら、それを修正した上で公開をさせていただくということもございますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思います。まず、それが1点。

もう一つ、次回の専門部会の開催の日程でございます。3月の28日の金曜日、午後を予定しております。それぞれ部会におかれての形になります。時間を調整させていただければというふうに思いますが、いかがでございますか。

委員 日程は、もうそれで決まりですか、この場で調整可能なのですか。

事務局 御意見があれば何うというところでは、させていただく余地はあるかなと。ただ、年度末というのと、あと議会月というところもございます。あと部屋等の都合と、いろいろ複数要素がありますので、できれば今1回目、2回目と月末で、大体2カ月程度ということで期限をある程度見える形でさせていただいたのですけれども。一応、その基準に沿ってお示ししてあるのが28日というところで御理解いただければと。

委員 月末で、3月でっていつて嫌な予感していたのですけど。仕事のほうの出張の予定が見事に入っている日程で、そこにきたら嫌だなと思って聞いていたらっていうところでした。ということで、本当に具体的にすみません、ちょっと仕事のほうでの具体があるので、もしもう二日ほど前に、もし可能ならというところで。ただ、皆様の御都合等、今、おっしゃった御事情等おありでしょうから、ということで済みません、意見として述べさせていただきます。

会長 3月は、本当にどこでも忙しくなる月なのでしょうけど。少し、4月上旬に飛

ばしますか。それちょっとあんまりあくのもねっていう感じで、バランスよく今まで2カ月に1回っていうようなことでできているので、そんな感じで考えられたと思うのですけれどもね。議会があったりすると、市のほうでは、役所のほうではどうなのですか。前にしたほうがいいのか、後ろにしたほうがいいのかとか。あんまり動かさなくてもいいのですか、どうですかね。

事務局 例えば、こちら側の都合というところにもなるのですが、先ほど課長からも報酬というお話しをさしていただいたところです。年度の予算枠というのがございまして、残念ながら新年度4月以降での会議でお支払いするということが、残念ながら制度上できない。その中で、なぜ3月後半なのかというところもあえて細かくお話しをしますと、やはり、次の専門部会にはある程度きちっとした情報、資料をお示しをしなければいけない。何かというと、このニーズ調査、今、単純集計が終わった物を、詳細集計を精度を上げていかなきゃいけない。なるべく遅くをしたい。また、国の動向も、今慌ただしく動いております、日々いろんな情報が出てきているところでもございます。そういうところも加味した中で、なるべく後半に持っていきたい、これは、事務局の今の考えでございます。

会長 ということでございまして。

委員 26日じゃだめなのですか、やっぱり難しい。26日っていう案が今出ましたけれども。せっかく、部会も変わってまでこちらに来てくださっている方なので、ほかの皆さんの御都合もいかがか、場所の問題とかありますけど。

会長 両部会は同じ日のほうがいいのですか。

事務局 そこはこだわってはおりません。

会長 こだわってはいませんか。担当の方が、それぞれに重なることができたほうがいいのか、一緒にやったほうがいいのか、あまり関係なくていいわけですね。

委員 そこは大丈夫です。

会長 それじゃあ、こう言ったら立場として失礼ですけど、委員の部会のメンバーの人は、少しそっちはふえるのでしたっけ？11人になるのでしたっけ？11人の方の御条件の中で、2日前でいいかどうかっていうようなことで、よければ2日ぐらい前でしたら前倒ししても大丈夫ですか。事務局がどうかな。

事務局 今、部屋の状況が確認できないのであれなのですが、夜間ということであれば議会の兼ね合いもあるのですが、議会は基本夜間開催しませんので。

事務局 ちょうど恐らくその時期は議会で、夜間もある議会のちょうどタイミングかなと

いうふうに予測しているのですね。非常に今、日程が読みづらいのですが、ちょうどそこは山場で、1日前にするのもちょっと危険かなというふうに思って、最終的に残った日がその28日ってということなのですね。委員には大変申しわけないのだけれど、ほかの委員さんの御都合が特に問題ないということであれば、資料にお目通しいただいて御意見を頂戴することについては一向に構いませんので。そんなことで、ちょっと今回は御理解をいただければなんと、申しわけないですけども。

会長 ちょっと3月の議会等の関係。委員よろしいでございましょうか。

31日は帰ってこられるのでしょうか。

委員 はい。

事務局 再度調整させていただきます。

委員 申しわけございません。

会長 その辺はどうなのですか。じゃあ、委員にそれはお任せしていいですか、日時は。

委員 事務局と相談します。ほかの方は31日でも大丈夫ですか。

会長 保育・教育部会のほうはいかがですか。28日、今、御提案あった日でよろしゅうございますか。これは、日中のほうで、3時、5時でいいでしょうかね。御異存ないですか。じゃあ、ちょっと分かれてもいいっていうのですから、保育・教育部会は、28日予定の3時、4時半から5時までには終わる、遅くても5時には終わるような、そういたしますが。ということで、決定でよろしいですね。もちろん御連絡いただけると思うけど、スケジュール入れといてください、先ですからね。私もきょう、勝手な会議が、卒論の判定が、試験の採点の途中でこちらに、こっちを優先して出てきました。そういうこと、できるところできないところあるでしょうけれどね。先に決まっているほう先に行かなきゃいけないですからね。

会長 場所、会場とってないのだめなのでしょ。だから、それはメールなり、電話なりで、きちっと連絡してもらおうようにしたらいいじゃないですか。

事務局 また後日ということですか、決定はしない。

会長 決定はしない。予定として、会場がとれれば31日の時間は夜だったり。

土屋 会場の問題だけですよね。

事務局 はい。遅くとも来週頭には。早ければ、もうあすにでも。

会長 あと、2月があって3月の末ですから。大変忙しい人は、そこでいろいろあるのでしょうか。ということで、日程につきましてはそういうことで御了解いただきまして、

御連絡をお待ちいただきたいと思います。部会の部会長のもとでの部会はね。保育と教育は、先ほどありましたように予定通り3月28日の木曜日の3時から2時間以内でというように、よろしゅうございますね。じゃあ、そういうことで、そのほかにございますか、いかがですか。

委員 すみません。このニーズ調査の集計表は、これはその会議の前までに私たちはいただけますでしょうか。っていうのは、ちょっと急に当日いただいてもこれ読み込めないの、できたらやはり前もっていただかないと、ちょっとこれ会議の中で読んでいくこと難しいので。できたら、就学前児童だけじゃなくてほかのものも、とても大変でいらっしやると思いますけど、これが一番サンプル多いですね。あとは、少し少な目なのだと思うのですが、できましたら少し早目に、会議の早目にいただけると読んでから参加できるので。

会長 それちょっと前のほうはわかんなかったのですが、この速報値のニーズ調査の。

委員 これは単純集計表ですけども、しかもこれは就学前児童だけなので、ほかの集計表に関して、小学生、中学生、高校生、それから企業とか、いろいろありますよね。あちらのほうを。

会長 全部やっているのですか。

事務局 はい。

委員 次の会議のときではなく、その前の段階でいただけたら。

会長 それは出るのですか。いつごろどう出るか。

事務局 考え方が2つございまして、13事業のほうの量の見込みを出すには、この単純集計表がベースになります。小学生調査以降の調査については、原則影響はしてこない。学童クラブは、一部小学校の分は影響してきますが。量の見込み、これは一番キーワードで、事務の先ほどお示した図の中にもやらなきゃいけないことというところに入っていたと思いますが、量の見込みを出すには、この単純集計の中からクロス集計をして出していくという形になります。ほかの小学生以降の調査については、委員のおっしゃるとおり単純集計が1つできあがって、それをベースに今度は量の見込みとは別な部分で皆さんの御意見を伺うってということになるので、タイミング的にはやはりちょっと後ろのほうになってくると。それが今、いつなのかというお話になると、大変現時点では申し上げづらい。今、年度内でなるべく終わらすということで、ぎょうせいさんにも日々頑張って入力、集計のほう今やっていたいただいているところですので、でき次第ということで御理解いただければ

と思いますけれども。こんな形でよろしいでしょうか。

委員 はい。物すごく前でなくても結構です。若干、数日前に少なくともいただけたら読む時間が、目を通す時間があると思うので、できましたらお願いします。

事務局（ぎょうせい） できる限り努力するということが以外ないのですが、実を申し上げますと、この単純集計もきのう上がってきているのですよ。ぎりぎりまでやっています。ということは、なるだけ回収率を上げて精度の高い物にしたいものですから、ぎりぎりまで皆さんの意見を入れているのですね。ですから、その後の作業はすごい短時間でやらざるを得ないぐらいな作業になっています。ですから、そういう意味では、ぎりぎりの努力をしてやっているということを、ぜひ、おわかりいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 その点は御承知いただいた上で、御都合の中でできる範囲のことを行政とはかってお願いしたいと思いますが。どこまで必要なのか、ちょっとこちらはわかんない形で、要求ばかりで申しわけない側面もあろうかと思いますが、できるだけそろえられる資料はそろえていただければ、せつかくのですから。生かしていただければと思いますね。それじゃ、ちょうど定刻よりちょっと前に始まりましたから、定刻よりちょっと前ぐらいに終わりたいと思いますので、それじゃ、お疲れ様でした。これから何回か、また会おうと思いますが、よろしくお願いいたします。御苦勞様でした。

—— ありがとうございます。